

## ○諮問委員に関する細則

平成12年7月1日制定

平成26年4月19日改正

### 諮問委員に関する細則

#### (設置)

第1条 理事長は、規約第36条第7項の規定により、管理組合に諮問委員(以下「委員」という。)を置く。

#### (目的)

第2条 委員は、理事長又は理事会の要請に基づき、理事長の職務執行にとって有意義な助言等を行うものとする。

#### (選任及び定数)

第3条 委員は、理事長が指名し、理事会で選任する。

2 委員の定数は、3名以内とする。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない

#### (諮問)

第5条 理事長は、委員からの助言等を最大限尊重するものとする。

#### (報酬)

第6条 委員は、その職務に対する報酬を受け取ることができる。

2 報酬の額については、会計科目細則の定めるところによる。

#### 附 則

この細則は、平成12年7月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成26年4月19日から施行する。